

令和5年5月10日

地方厚生（支）局保険主管課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

#### 健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について

内閣府地方創生推進事務局参事官から「健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る解釈の明確化に関する照会について」（令和5年4月17日付け府地事第305号）により照会のあった保険者から委託を受けた場合における健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限の取扱いについて、「健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る解釈の明確化に関する照会について（回答）」（令和5年5月10日付け保保発0510第3号厚生労働省保険局保険課長通知）により別添のとおり回答いたしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

府地事第305号  
令和5年4月17日

厚生労働省保険局保険課長 殿

内閣府地方創生推進事務局参事官

健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る  
解釈の明確化に関する照会について

令和4年11月16日に行われた国家戦略特区ワーキンググループにおいて、岡山県吉備中央町、長野県茅野市、石川県加賀市及び富士通 Japan 株式会社より「健康保険法における被保険者等記号・番号等の告知要求制限の緩和」が提案されました。本提案については、国家戦略特区ワーキンググループ等における議論の上、令和4年12月の国家戦略特別区域諮問会議において、「健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について、保険者から委託を受けたPHR事業者は、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合は、被保険者等記号・番号等の告知を求めることができることを明確化する」こととされました。

上記を踏まえ、保険者から委託を受けたPHR事業者が当該委託を受けた健康保険事業に関する事務を行う場合の健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限の取扱いについて回答をお願いします。

保保発 0510 第 3 号

令和 5 年 5 月 10 日

内閣府地方創生推進事務局参事官 殿

厚生労働省保険局保険課長

健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る  
解釈の明確化に関する照会について（回答）

令和 5 年 4 月 17 日付け府地事第 305 号で照会のあった、保険者から委託を受けた PHR 事業者が当該委託を受けた健康保険事業に関する事務を行う場合の健康保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限の取扱いについて、下記のとおり回答いたします。

記

個人の健康診断結果や服薬歴をはじめとする健診等情報を取り扱う PHR サービスを提供する民間事業者が、保険者から委託を受けて、当該委託を受けた健康保険事業に関連する事務を行う場合は、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上に資するなど、医療保険各法の理念に照らして整合的である場合には、本人や医療機関等から被保険者等記号・番号等の告知を求めることができる。

また、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 194 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣等に該当する地方公共団体が、自らが保険者である国民健康保険に加入している住民だけでなく、それ以外の被用者保険に加入している住民に対しても、医療機関等から診療データ等を、自治体や企業等から健診データ等をそれぞれ取得の上、その各個人のデータを被保険者等記号・番号等を利用して紐づけることでデータベースを構築することは、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行等のために必要がある場合には、被保険者等記号・番号等の告知要求制限の対象外となる。

なお、この「健康保険事業」とは保険医療機関等を通じた医療サービスの給付や特定

健診、特定保健指導の実施などの健康保険法に基づき実施される保険給付に関する事業や保健事業、福祉事業をいうものであり、この範囲を超えて個人単位の被保険者番号を収集・活用することについては、被保険者番号を基に被保険者の特定健診情報や薬剤情報も含めた個人情報を本人同意なしに集約することとなり、プライバシーの保護の観点から、留意する必要がある。